

食べながら備える ～ローリングストック法のススメ～

ローリングストック法とは、普段から多めに食品を買っておき、使ったら使った分だけ買い足すことで、常に一定量の食品を家に備蓄しておく方法です。大きな災害後はしばらく物流がストップして、お店に商品が並ばないことがあります。しかし、食品の量を一定に保ちながら消費と購入をくり返すローリングストック法なら食品の鮮度を保ち、災害時にも普段に近い食生活を送ることができます。

食品に限らず、自分に必要なものを考え、備えることは大切です。日頃から防災の意識を持つこと(自助)がいざというとき、自分や周りの人を助けます(共助)。

世田谷総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当
連絡先 03-5432-2831



主要生活道路 130 号線（個別対応事業）について

主要生活道路130号線(以下、130号線といいます。)は、旭小学校周辺地区内に計画された路線です。130号線の整備により、延焼遅延効果、旭小学校までの避難路の確保や歩道の整備など、地区の防災性・安全性を向上させることができます。

区では、現在、新たな事業手法である個別対応事業を130号線に導入して、道路整備を進めています。

個別対応事業とは、事業に協力していただける箇所について
1 敷地単位で道路事業化を行って事業用地を取得
事業によって通常受ける損失についての補償（建物や工作物などの補償）を実施

なお、道路事業にご協力いただいた際には、税金の優遇措置（譲渡所得に対する5,000万円の特別控除など）を受けられることがあります。事業に関する質問・疑問点などがありましたら、何でもお問い合わせ下さい。

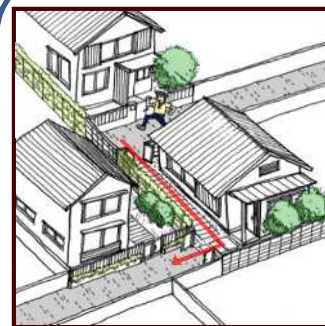
道路計画課 道路計画担当 連絡先 03-5432-2538

旭小学校周辺地区



■■■■ 主要生活道路 130 号線
個別対応事業により道路整備を進めています。

野沢地区会館(個別相談会会場)
所在地: 野沢 1-8-14



地図上○の箇所（通り抜け路の確保）には行き止まり路解消のための災害時避難路成制度があります。（詳細は見開きページ参照。）

【発行】 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 03(5432)2871(直通)

防災

～世田谷区からのお知らせ～

旭小学校周辺地区

平成30年6月

街づくり通信



大地震が起きてからでは遅い！ 安全な街づくり・住まいづくりのための 応援メニュー

専門家による
建替え相談会など

を紹介します

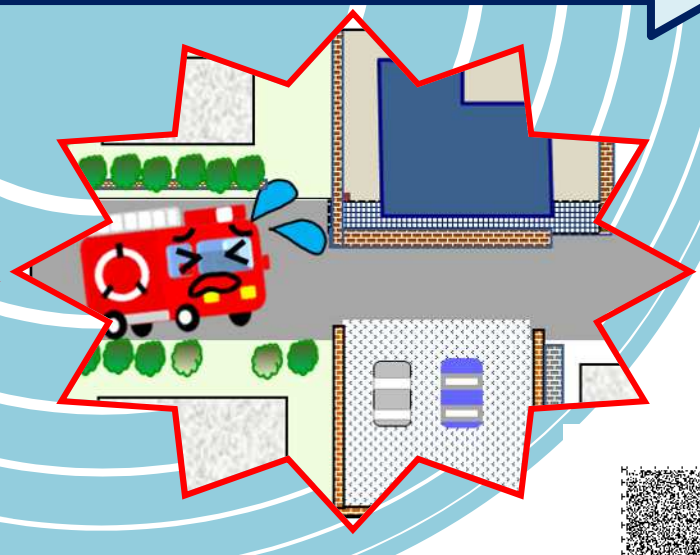
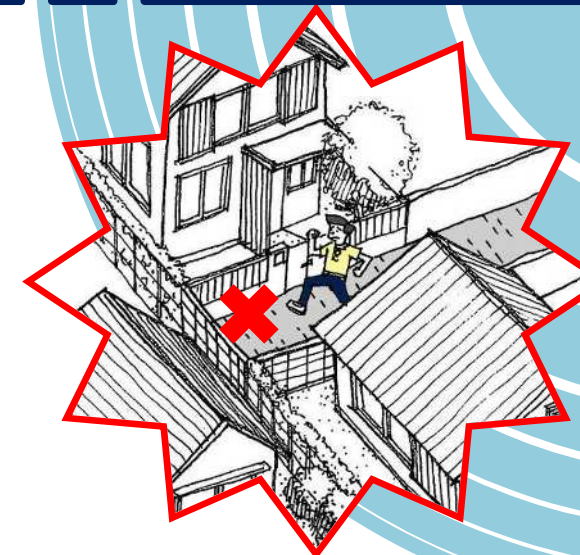
旭小学校周辺地区は、木造家屋が密集し、狭い道路も多いことから、大地震発生時には様々な危険が心配されています。区では予測できない大地震等の災害に備え、防災に役立つ様々な情報提供や助成制度等を用意し、皆さんの取組みを応援します。

【古くなった建物の倒壊や火災】

【ブロック塀が崩れ逃げ道をふさぐ】

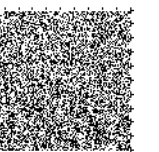


こうした危険を未然に防ぐためには？ そのヒントは裏面に！



【行き止まりで逃げ場がない】

【道がせまく救急活動ができない】



建築士や弁護士など専門家による
建替え個別相談会(無料)を行います！

「古い家を建替えたいが、相続やお金のことが心配…」
そんな悩みを抱えている方、ぜひご相談ください。

個別相談会(予約制) お一人様 45分程度

【日時】 7月21日(土) 10:00 11:00

【場所】 野沢地区会館 1階大会議室 (野沢1-8-14)

【相談員】 建築士・弁護士・ファイナンシャルプランナー

上馬・野沢地区での
開催は初めて！



<他地区での相談会の様子>

相談例

建築士 狭小敷地での建築
プラン など

弁護士 相続のこと
借地のこと など

ファイナンシャル
プランナー 住宅ローンのこと
無理の無い資金計画のこと など



ご予約・お問い合わせ
世田谷総合支所 街づくり課 03-5432-2871

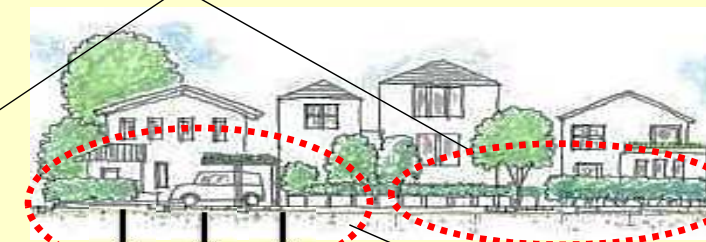
先着順となります。申込みはお早めに！

みどりは防災・減災に役立ちます

緑化による、
火災の延焼遅延



生垣にし、ブロック塀の倒壊
によるケガや道の塞ぎを軽減



雨水の地下浸透による、
都市型水害の緩和

生垣・植栽帯・
シンボルツリー助成
*ブロック塀の撤去費も
助成対象になります

助成限度額 25万円

屋上・壁面緑化助成

助成対象経費 1/2
助成限度額 50万円

お問い合わせ みどり政策課 みどり保全・創出担当 03-5432-2282

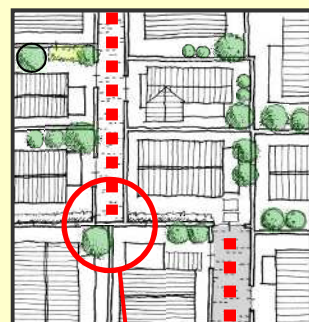
応援メニューで
防災力UP

逃げ道の確保も大切です！

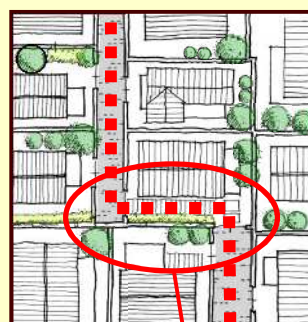
行き止まり路では、災害時に逃げ道を失う可能性があり非常に危険です。
区では解消方法として、2つの方法を進めています。

用地の買収にご協力いただき避難路として整備する
助成金を使い民有敷地内に門扉などを整備する

の助成制度では、ご自宅の敷地の一部を避難路として使用させていただくもので、それに伴う
門扉や整地等が助成対象となります。避難路とするにあたり近隣の皆様との協定を結び使用する
事となります。



行き止まり



通り抜け

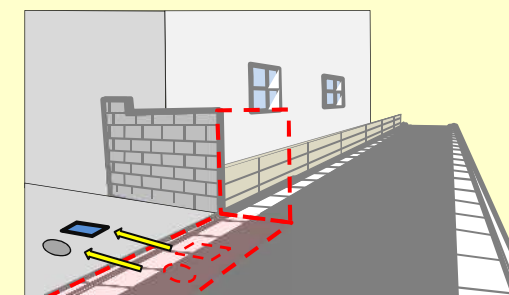
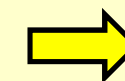
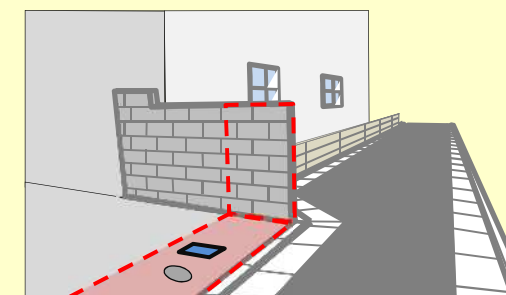
・門扉、蹴破り戸の設置費
・避難路を確保するための簡易な
整地、植栽の抜根、伐採費など

助成限度額 30万円

お問い合わせ 世田谷総合支所 街づくり課 03-5432-2871

道を広げて安全で住みやすい街に

前面の道路を4m(道路中心線から2m)に広げる工事を区が行う場合、門・塀・樹木等
の撤去費用等を助成する制度があります。また、共有塀(お隣との境の塀)等の撤去や、
②水道メーター等の移設に助成金を交付できるようになりました。



隣地境界に沿ったブロック塀・万年塀等の撤去

助成限度額 20万円

水道メーター・地下埋設配管等の移設、撤去

30万円

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当 03-5432-2469